

令和2年度第12回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月26日(金) 午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	8番	関山	節夫
2番	原	恵子	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士
7番	露木	聖一			

4 欠席委員

3番 秋山 啓治

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

6番 倉持 純子 7番 露木 聖一

8 報告事項

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 事

議案第25号 二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について

会議の状況

【議長】

それでは第12回の総会を開催したいと思います。出席委員は11名です。

秋山委員は、欠席となっております。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

審議事項について、不明な点等ある場合は是非、質問や意見をさせていただき、皆さんで検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第12回総会の議事録署名委員につきましては、6番倉持委員、7番露木委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

このたび、令和3年1月29日に相続による農地の所有権取得の届出がございました。権利を取得した農地についての農業委員会によるあっせんの希望はありません。なお、この届出の受理通知書を令和3年2月4日付で発行しております。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、中里二丁目の県道秦野二宮線沿いに位置する市街化区域の土地です。土地の所有者は、店舗敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項3農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項 3 朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、二宮の栗谷前バス停の西側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図3をご覧ください。場所は、山西の町立体育館の北側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO3になります。関係資料位置図の地図4をご覧ください。場所は、中里二丁目の葛川橋交差点の北側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅庭敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO4になります。関係資料位置図の地図4をご覧ください。場所は、NO3の隣に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅庭敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO5になります。関係資料位置図の地図5をご覧ください。場所は、二宮の県道秦野二宮線の東側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第25号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第25号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第25号関係資料をご覧ください。

1ページに農業者資格認定申請書、2ページから3ページに営農計画書、4ページに要綱第4条第1項第2号に規定されている研修の修了証、5ページに念書、6ページに借入予定情報を参考に添付させていただいております。申請者は、認定農業者の下で平成31年4月から研修を受けておりましたが、この度、二宮町内で新規就農し、農業経営を行うため、農業者資格認定申請書が提出されました。

新規就農の認定基準につきましては、二宮町新規農業者資格認定要綱第2条において規定されておりますが、申請者は関係資料4ページの修了証のとおり、認定農業者の下で1年以上研修を受けていたことが確認でき、基準を満たしております。

作付けする品目は、ピーツやセロリ等の露地野菜、バジルやウコン等のスパイスを栽培する予定となっており、有機栽培により耕作する計画となっております。耕作を行う農地については、6ページの借入予定情報に記載されている中里の農地を予定しています。現在、農地中間管理機構と調整中であり、借入の見込みがございます。

審査に際しましては、「申請者の技術、経営能力等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること」、「就農後における目標の達成に向け、適切な内容であると認められること」、「受入地域のルールを守り、地域の農業者との調和を図れること」、「新たに農業を始めるための農地が確保される見込みがあること」に適合するか判断することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

それでは、質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

申請者は、現在、農地中間管理機構を利用して別の方が借りている農地を引き継ぐということで、その場合は農地中間管理機構の配分先が変わる案件であるため、総会での審査を通さないとのことですが、当該地の配分先が申請者によって変わって期間満了を迎えた時に、新規ではなく更新案件として議案上程されるので、その際は事務局からなぜ更新案件なのかについて改めて説明するようにしてください。

また、改選により新規の農業委員もいるので、農業者の定義や新規農業者資格認定要綱について改めて説明した方が良いと思います。

【事務局】

農地の貸借や売買による申請があった際には、申請者は営農できる能力があるか等について判断するため、農業者資格を有していることが必要となります。申請者が農業者の子等の場合ですと、元々農業者資格がある農業者ということで運用しておりますが、農業者ではない世帯の方ですと、この農業者資格の認定が必要となるため、新規農業者資格認定要綱に基づき、認定の可否について審査を行うものとなります。

新規農業者資格認定要綱については以前からあり、令和2年の1月に改正しています。改正前の要綱では、認定基準として認定新規就農者又はかながわ農業サポーターに既になっている事を規定していましたが、この認定新規就農者になるのにも要件があり、実際に就農するまでに時間がかかっていました。そういったこと等から要件緩和という形で新規農業者資格認定要綱の改正を行い、認定新規就農者になるための要件を新規農業者資格認定要綱に入れ込み、また、その要件の一つである認定農業者等の先進農家のもとでの研修期間についても、2年間から1年間に短縮し、新規参入しやすく改正しました。その他、新規農業者資格認定を受けた方は、試行期間として3年間の借入可能面積を30a以内と

していた制限を50a以内に拡大する等の改正も行われました。なお、3年を経過するまでの間は、新規農業者は営農報告書により1年ごとの営農状況を農業委員会に報告するものとなっており、農業委員会は、実際に現地で営農状況の確認やアドバイスをしていく事となります。

【議長】

認定された新規農業者が50aを超える規模拡大を希望する場合は、どのようになりますか。

【事務局】

試行期間終了後又は認定新規就農者となった場合、可能となります。

【議長】

よろしいでしょうか。それでは、これよりお諮りします。議案第25号二宮町新規農業者資格認定要綱に基づく農業者資格認定について、「原案のとおり認定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり認定する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会